

財産形成貯蓄変更申込書等記入要領

- I 1枚目に記入し、1枚目から3枚目までの所定の箇所に押印してください。
- II 財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄変更申込書等（以下、「変更申込書等」という。）について
- 1 同時に2種類以上の契約について内容の変更を行う場合には、契約毎に変更申込書等を提出してください。
 - 2 取扱金融機関等欄には、財産形成貯蓄等申込書に記載した金融機関名及び支店名等を記入してください。
 - 3 「勤務先」、「所属部課」、「所在地」、「職員番号」、「氏名」、「住所」等に変更があった場合には、「勤務先等」欄には最新の内容を記入するとともに、「変更事項A」欄の変更があった事項の□の中にレ印を付し、変更前の内容を記入してください。
ただし、取扱金融機関の営業所等の移管を行う場合には、「変更事項A」欄の「店舗」欄に移管前（変更前）及び移管先（変更後）の営業所等の名称を記入してください。
 - 4 改印する場合には、変更申込書等の「勤務先等」欄の「お届出印」欄及び変更申込書右下の「新印鑑」欄に変更後の印章を押印するとともに、「印鑑変更」欄の□の中にレ印を付し、「旧印鑑」欄（合計3カ所）に変更前の印章を押印してください。
ただし、印章を紛失した場合には、所属省庁又は金融機関等の担当者にお尋ねください。
 - 5 「変更事項B」欄は、該当する事項の□の中にレ印を付し、該当する事項だけ記入してください。
 - 6 「最高限度額」欄を変更する場合には、財産形成非課税貯蓄の申込みも必要になりますので、表題の〔 〕中の「財産形成非課税年金」、「財産形成非課税住宅」のいずれか一方を選択し、不要な文字を二重線で抹消してください。
また、「貯蓄の種類」欄のカッコ内についても、財産形成貯蓄等申込書の記入要領を参考にして記入してください。
（なお、一般財産形成貯蓄に関するゆうちょ銀行の「積立限度額」を変更する場合には、「最高限度額」及び「Ⓞ」の文字を末梢したうえ、「積立限度額」欄に記入してください。）
 - 7 「積立額」欄の「期末手当」欄については、ゆうちょ銀行の貯金及び損害保険の場合、（6月期）と（12月期）の記入額を同額にしてください。
 - 8 「積立中断・再開」の欄で、中断を選択する場合には、同欄に中断開始年月を記入してください。（ただし、ゆうちょ銀行の貯金の場合、中断開始年月及び再開開始予定年月を記入してください。この場合、俸給と期末手当が一括して中断・再開の対象となります。）
また、同欄で再開を選択する場合には、同欄に再開開始年月を記入するとともに、再開後の積立額を「積立額」欄の変更後の欄に記入してください。
 - 9 生命・損害保険において「保険期間」を変更する場合には、一般財形は3年から40年の範囲内で、また、住宅貯蓄は5年から40年の範囲内で変更してください。
 - 10 年金支払に関する事項を変更する場合は、最後の預入又は払込み等の日（積立終了日）までに変更してください。
ただし、「支払開始日」については、定期預金の場合は変更前又は変更後の支払開始日のうち、どちらか早い日の1年3か月前の応当日、信託の場合は同様に3か月前の応当日、ゆうちょ銀行の貯金の場合は最後の預入の属する月の前月の応当日までに、それぞれ変更してください。
 - 11 この申込書のほか、金融機関等で別に定める書類等を提出していただくことがあります。
（ゆうちょ銀行の貯金に関する変更の場合は、財産形成（年金・住宅）貯金証書保管証（一般財産形成貯蓄の場合は、財産形成定額貯金証書を含む。）の提出が必要です。）
- III 財産形成非課税（年金・住宅）貯蓄（限度額変更・異動・勤務先異動）申告書等（以下、「異動申告書等」という。）について
- 1 財産形成年金・住宅貯蓄の場合で、「勤務先」、「同所在地」、「氏名」、「住所」又は「最高限度額」のいずれかを変更する場合には、異動申告書等にも記入してください。
 - 2 表題の「年金」、「住宅」のいずれか、及び「限度額変更」、「異動」又は「勤務先異動」のいずれか該当するものを選択し残りを二重線で抹消してください。
 - 3 「氏名」及び「住所」欄は最新の内容を記入してください。また、「変更事項」欄の「勤務先」及び「賃金の支払者」それぞれの「所在地」及び「名称」欄は変更がない場合も「変更前」欄に必ず記入してください。
 - 4 「個人番号」欄は、「異動」又は「勤務先異動」の場合のみ記入してください。「限度額変更」の場合は、記入不要です。
 - 5 取扱金融機関の営業所等の移管を行う場合には、異動申告書等の「変更事項」欄の「店舗」を○で囲み、移管前及び移管先の営業所等の名称を記入し、さらに、異動申告書等の「変更事項」の「住所」欄に移管前及び移管先の営業所等の所在地を記入してください。なお、「受入機関の営業所等」欄は、移管前の営業所等を記入してください。
- IV 以上のほか、財産形成貯蓄等申込書（及び既に提出した財産形成貯蓄等変更申込書）等を参照して記入してください。
なお、変更申込書等及び異動申告書等の「変更事項」欄以外の各欄はすべて記入してください。
また、ご不明な点については所属省庁又は金融機関等の担当者にお尋ねください。